

## 令和3年度第2回介護保険運営協議会（書面開催） 会議結果

### 【承認議題】

#### 案件1 地域包括支援センター

- (1) 地域包括支援センターの設置法人 全委員承認
- (2) 地域包括支援センターの運営方針 全委員承認

### 【協議議題】

案件	質問	回答
	案件2－2調査の概要の中のニーズ調査のところで、調査数15,000人は無作為抽出で行われるのか？	23ある日常生活圏域の高齢者数等から、日常生活圏域ごとの調査数を決め、その後無作為抽出で調査対象者を決定している。
案件2 高齢者に関する調査（介護予防・日常生活圏域ニーズ調査及び在宅介護実態調査）	介護予防・日常生活圏域ニーズ調査問8（3）の選択肢について施設入所者の場合の回答はどうするのか？在宅介護実態調査のC票も同様。	介護予防・日常生活圏域ニーズ調査は広域連合管内に居住している65歳以上の方のうち、要介護認定を受けていない方を対象としており、在宅介護実態調査は自宅に居住している要介護・要支援の認定を受けている方を対象としているため、施設入所者はいずれの調査でも対象とならない。
		<b>主な意見</b>
		色々な方がいると思うので、自由に書いていただける項目を設けては。 ACP（アドバンス・ケア・プランニング）等の存在を周知すべき。
案件3 保険者機能強化推進交付金・介護保険保険者努力支援交付金の状況	見込額の点数から内示額は例年上がるものなのかな？	当初予算への反映が可能となるように、昨年度から国は年末に見込額を示すようになった。昨年度はその後に示された内示額に増減はなかった。
案件4 第8期における地域密着型サービスの設置候補者の選定	設置数の確保はなかなか難しいということになるのか？	総量規制があるグループホームや特定施設入居者生活介護（介護付き有料老人ホーム）については、整備見込数以上の応募があり、令和3年度の選定により設置は確保できた。一方、その他の総量規制がない地域密着型サービスについては、令和3年度の公募では設置の確保ができなかったサービスがあったので、第8期中に整備見込数に到達するように公募を行うこととしている。

案件	質問	回答
案件5 認知症サポーター活動促進・地域づくり推進事業の概要	<p>具体的なチームオレンジの活動内容は？</p> <p>現状としてコーディネーター（兼務も）が配置されていると認識するが、小城市でのモデル事業はどのようにことを行うのか？</p>	<p>外出支援、見守り、声掛け、話し相手、認知症カフェの同行支援等の対人援助のみならず、例えば、単身高齢者が多く暮らす地域を定期的に巡回するなど、地域のニーズを踏まえた柔軟なものとなっている。</p> <p>現在のチームオレンジコーディネーターの配置状況は、市町もしくは市町に設置する地域包括支援センターに、専任もしくは認知症地域支援推進員との兼務として配置をしているところ。</p> <p>このうち、複数の生活圏域（現状では地域包括支援センターの配置数）がある市町には、それぞれの全生活圏域全体に対して、それぞれの地域の状況に合った配置方法を検討している。新年度に小城市が複数の生活圏域に配置すれば、構成市町では最初の事例になるので、モデル的な意味を帯びることになる。</p> <p>事業内容は、資料に挙げている①チームオレンジの立ち上げ、②ステップアップ講座の開催、③自治体管内のチームオレンジネットワークの構築等</p>
案件6 地域包括支援センターシステムの再構築	質問なし	<p><b>主な意見</b></p> <p>「チームオレンジ」というネーミングをもっとわかりやすくしてもらいたい。</p> <p>市町の人口とのバランスも考慮する必要があるのではないかと思う。</p> <p>家族の支援が重要</p> <p>チームオレンジコーディネーターの仕事は全く目立つような状況ではないのが実情か</p> <p>オレンジコーディネーターの配置について1名追加する場合、委託料の追加が300万円となっているが、500万円としてほしい。</p> <p><b>主な意見</b></p> <p>高齢者関係の相談・マネジメントに迅速・適切に対応できることを念頭において進めていただきたいと思う。</p> <p>包括の業務が繫縦化しているため、再構築はとてもよいと思う。書面上ではわからないが、災害や感染のBCP（ビジネス・コミュニティ・プラン）としてオンラインでのシステムになっていればもっとよいと思う。</p> <p>システムに関する話ではないが、コロナ対策においても地域包括ケアの役割が大きくなってくると思うので、センターにその役割を期待する。</p> <p>年配の方でも対応できるシステムは重要</p> <p>システム再構築による業務改善は期待される。</p>

案件	質問	回答
案件7 新型コロナウイルス感染症への対応	サービス（特に通所系）の利用状況に変化があるか？	<p>（令和3年度の通所介護サービス給付費の状況）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・5月審査分は前月と比較して 約3,700万円の減</li> <li>・9月審査分は前年同月と比較して 約1,920万円の減</li> <li>・8月～10月審査分は前年同月と比較して 約4,300万円の減</li> </ul> <p>※新型コロナウイルス感染拡大による利用控えが一定程度あったものと推察される。 また、全体的な傾向として、新型コロナウイルスの感染拡大時期に通所系サービスの給付費が減少し、訪問系サービスの給付費が増加する傾向が見られる。</p>
		<b>主な意見</b>
		色々な対策は講じられていると思う。
		感染対策とクラスター発生時のゾーニング等はあらかじめ準備すべき
		新型コロナウイルス感染症の予防については、十分に対策を講じてあると思う。引き続き感染拡大防止に留意した取り組みをお願いしたい。

## 【自由意見】

質問	回答
ケアマネは選べると、本に書いてあったがどうやって選ぶのか？	新たにケアマネジャーを探す場合には、介護保険べんり帳に掲載している居宅介護支援事業者一覧等を参考に、利用者又はその家族が、担当してもらう事業者を自ら選ぶことができる。また、担当ケアマネジャーがいる場合であっても、同じ事業者の他のケアマネジャーに交代することや、他の事業者を新たに選んでケアマネジャーを変更することができる。
介護保険料の特別徴収と普通徴収の違いは。滞納とはどのような状況か。	特別徴収…年金からの天引きによる納付方法で年金額が年額18万円以上の高齢者が対象 普通徴収…口座振替や納付書による納付方法で特別徴収以外の高齢者が対象 滞納とは…介護保険料を支払い期限（納期限）が過ぎても納付されていない状況。 ※督促状や催告書が届き、督促手数料や延滞金が発生し、財産の差押えなどの滞納処分を受ける場合があり、介護サービスを利用する際に制限を受ける場合がある。
<b>主な意見</b>	
介護保険のみでは解決できない複合的課題がある世帯や利用者について、地域包括支援センターの総合相談や権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務が有効に利用されるようにと思っている。担当職員によって対応方法が違うことがないように、人材育成をしてもらいたい。同時に仕事の大変さからバーンアウトしないようストレスケア、メンタルケアも保険者として考えていただければと思う。	